

# 定 款

光ビジネスフォーム株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は光ビジネスフォーム株式会社と称し、英文では **HIKARI BUSINESS FORM CO., LTD.** と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューター、ワードプロセッサー、プリンター、計測器などの機器に用いる用紙類の製造・販売
2. テレタイプ、ファクシミリ及びその他の通信機器に用いる用紙類の製造・販売
3. 前各号に関連する機器並びに消耗品類の輸出入及び製造・販売
4. コンピューターとその周辺関連機器類のソフト開発及び運用並びに機器類の輸出入及び製造・販売
5. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都八王子市に置く。

### (機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

### (公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行なうことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は 15,400,000 株とする。

### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項に定める取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

2) 市場取引または証券取引法第27条の2第6項に規定する公開買付により株式を取得する場合には取締役会決議によって行なうことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(基準日)

第13条 当会社は、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により取締役中の1名がこれに当たる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2) 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (員 数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

### (選任方法)

第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2) 取締役会の決議により取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

3) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によりほかの取締役中の1名が取締役社長の職務を代行する。

### (取締役会)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定められた順序により、取締役中の1名がこれに当たる。

2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

4) 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもの他、取締役会において定める取締役会規定による。

### (報酬等)

第24条 取締役が、報酬、賞与、退職慰労金等その職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。

2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (員 数)

第26条 当会社の監査役は4名以内とする。

### (選任方法)

第27条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

### (任 期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

### (常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

### (監査役会)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2) 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規定による。

### (報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。

2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

### (剰余金の配当)

第34条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。

2) 前項の期末配当の基準日は毎年12月31日とする。

3) 期末配当金がその支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

## 改訂履歴

昭和45年 1月 26日	定時株主総会決議により改訂実施	
〃 48年 2月 19日	臨時株主総会決議	〃
〃 50年 4月 9日	〃	〃
〃 50年 5月 12日	〃	〃
〃 57年 2月 20日	定時株主総会	〃
〃 62年 2月 23日	〃	〃
〃 63年 3月 26日	〃	〃
平成 1年 3月 30日	〃	〃
〃 4年 3月 27日	〃	〃
〃 6年 3月 30日	〃	〃
〃 14年 3月 28日	〃	〃
〃 15年 3月 28日	〃	〃
〃 17年 3月 30日	〃	〃
〃 19年 3月 29日	〃	〃
〃 21年 3月 27日	〃	〃
〃 29年 2月 10日	取締役会決議により改訂実施	
〃 31年 3月 28日	定時株主総会決議により改訂実施	
令和 5年 3月 30日	定時株主総会決議により改訂実施	